

資料編

資料編

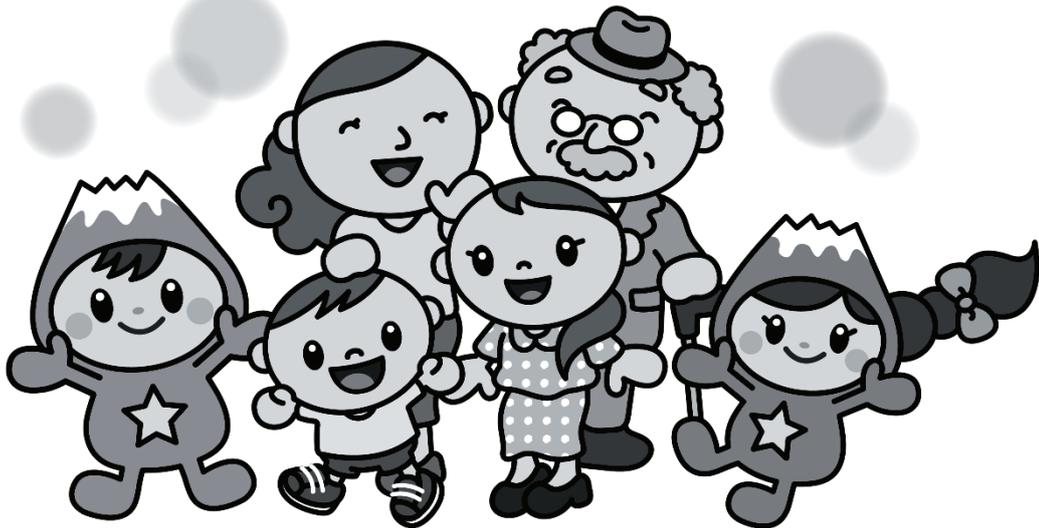
第1節 計画策定体制

1. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、健康づくり施策の基本的な方向性を確認するとともに、保健医療関係事業に従事する者、学識経験者、教育関係者、市民団体等から推薦又は選考された者、公募市民で構成する「富士見市健康づくり審議会」により検討・協議を行い、専門のアドバイザーの助言をいただきながら進めてまいりました。

また、本計画は健康づくりに多方面から関わる計画であるため、庁内に「健康づくり庁内検討委員会」を設置し、関係各課との検討・協議を重ねながら策定しました。

さらに、市内で健康づくりに関する活動を行う団体や市民の状況や活動、意向を幅広く把握することを目的として「健康づくり団体（市民）ヒアリングシート」による調査を実施しました。



2. 富士見市健康づくり審議会条例

平成26年3月25日

条例第4号

改正 平成31年3月20日条例第1号

(設置)

第1条 市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業の推進に関すること。
- (2) 食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく食育の推進に関すること。
- (3) 歯科口腔保健^{くわ}の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関すること。
- (4) その他市民の健康づくりの施策に関し必要と認める事項
(平31条例1・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(平31条例1・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

資料編

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成31年3月20日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(富士見市歯科口腔保健推進委員会条例の廃止)

2 富士見市歯科口腔保健推進委員会条例(平成25年条例第27号)は、廃止する。

3. 富士見市健康づくり審議会委員名簿

任期：令和元年8月1日～令和3年7月31日
(順不同・敬称略)

役職	委員氏名	委員構成
会 長	小木曾 正勝	富士見医師会
副会長	田中 久子	女子栄養大学
委 員	市川 永樹	富士見市社会福祉協議会
委 員	大竹 ミイ子	富士見市スポーツ協会
委 員	奥住 幸江	富士見市商工会
委 員	是永 国彦	ふじみパワーアップ体操地域クラブ連絡会
委 員	關野 美知子	富士見市食生活改善推進員協議会
委 員	高橋 誠	いるま野農業協同組合
委 員	武長 正洋	富士見・三芳薬剤師会
委 員	戸塚 隆久	公募市民
委 員	中島 秀行	富士見市学校長会
委 員	中村 真紀子	富士見市母子保健推進員連絡協議会
委 員	苗代 明	富士見市歯科医師会
委 員	塙 早苗	埼玉県歯科衛生士会
委 員	細谷 洋	富士見市私立幼稚園協会
委 員	牧 寿夫	公募市民
委 員	三角 麻子	富士見市教育研究会 養護部
委 員	湯尾 明	朝霞保健所
委 員	吉成 亜希子	公募市民

4. 富士見市健康づくり庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、富士見市健康づくり庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、健康づくりに関する施策について調査及び審議し、富士見市健康づくり審議会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会が指名する者をもって組織する。

3 作業部会は、委員会の指示に基づき、調査、研究等を行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康増進センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

別表（第3条関係）

(令和2年8月11日・一部改正)

委員長	健康福祉部長
副委員長	健康福祉部健康増進センター所長
委員	総合政策部政策企画課長
	市民生活部保険年金課長
	子ども未来部保育課長
	子ども未来部子ども未来応援センター所長
	健康福祉部福祉課長
	健康福祉部障がい福祉課長
	健康福祉部高齢者福祉課長
	まちづくり推進部産業振興課長
	教育委員会生涯学習課長
	教育委員会学校教育課長
	教育委員会公民館長
	教育委員会学校給食センター所長

※後期計画策定時（令和2年度）の体制を記載しています。

第2節 計画策定経過

1. 策定スケジュール

【令和元年度】

開催年月日	健康づくり審議会等	関係会議等	議題
5月8日		第1回職員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画について ・「協働推進を促進する健康増進計画の策定と評価」 講師：東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科教授 齊藤 恭平氏
7月19日		第1回健康づくり庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の一部改正について ・現計画の平成30年度取組状況及び評価について ・後期計画について
8月1日	第1回健康づくり審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・条例の一部改正について ・現計画の平成30年度取組状況及び評価について ・後期計画について
10月18日		第2回職員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ ・健康に関するアンケート調査について
令和2年 2月13日	第2回健康づくり審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・歯科口腔保健推進計画に関する事業の平成30年度取組状況について ・健康増進計画中間評価アンケート調査について ・今後の予定について



第2回職員研修会
ワークショップ

健康づくり審議会



※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の予防および拡大防止のため、一部の会議・ワークショップなどを中止または書面での開催に変更して実施しました。

【令和2年度】

開催年月日	健康づくり審議会等	関係会議等	議題
4月23日～ 6月26日	健康に関するアンケート調査の実施		
6月8日～ 6月30日		第1回健康づくり 庁内検討委員会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画の令和元年度取組状況及び評価について ・健康に関するアンケート調査結果報告
6月2日～ 6月30日	健康づくり団体（市民）ヒアリング調査の実施		
8月6日		第2回健康づくり 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関するアンケート調査結果報告 ・現計画の数値目標と達成状況について ・後期計画構成（案）について
8月20日	第1回健康づくり 審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり審議会への諮問 ・現計画の令和元年度取組状況及び評価について ・健康に関するアンケート調査結果報告 ・健康に関するアンケート調査結果報告 ・現計画の数値目標と達成状況について ・後期計画構成（案）について
9月23日		第3回健康づくり 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり庁内検討委員会設置要綱改正について ・後期計画素案について
10月1日	第2回健康づくり 審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画素案について
10月29日		第4回健康づくり 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画素案について
11月12日	第3回健康づくり 審議会		
令和3年 1月4日～ 2月3日	パブリックコメントの実施		
2月8日～ 2月16日		第5回健康づくり 庁内検討委員会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・富士見市健康増進計画・食育推進計画、歯科口腔保健推進計画後期計画（案）について
2月12日～ 2月19日	健康づくり審議会 委員に対し書面での 意見収集を実施		
2月25日	答申		

2. 計画策定に関するヒアリング調査の概要

(1) 調査概要

本計画の策定に当たっては、市内で健康づくりに関する活動を行う団体や市民の状況や活動、意向を幅広く把握することを目的として「健康づくり☆市民ワークショップ」を6月から開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、やむを得ず中止することとなりました。その代替策として「健康づくり団体（市民）ヒアリングシート」による調査を実施しました。

- 調査対象：市内で健康づくりに関する活動を行う団体及び市民
- 実施方法：ヒアリングシートへの記入及び提出
- 実施時期：令和2年6月2日～6月30日
- 内 容：「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「健康管理」、「こころの健康」、「歯と口腔の健康」の各テーマにおける、課題や「自助」、「共助」、「公助」の視点からの解決策について
 - ①地域の問題点や課題
 - ②解決するために個人や家族でできそうなこと（自助）
 - ③解決するために隣近所や地域でできそうなこと（共助）
 - ④解決するために行政に期待すること（公助）
 - ⑤市の今後の「健康づくり」全般について、意見・提案

(2) 調査結果

①回収結果

■関係団体…25件

（富士見市農業研究団体連絡協議会、富士見市食生活改善推進員協議会、富士見市スポーツ推進員連絡協議会、富士見市母子保健推進員連絡協議会、埼玉県歯科衛生士会、地域活動栄養士PFCの会、富士見市心身障害児親の会みのりの会、自主グループ、子育てサークル、高齢者あんしん相談センター、子ども食堂他）

■市民…27件

②ヒアリング調査結果

皆さまからいただいた、各テーマの主な意見

栄養・食生活

【市の問題点や課題】

- ①食事の栄養バランスが偏る。
- ②子育てや共働きで調理時間や食事時間の確保が困難である。
- ③独居高齢者の孤食が多い。

【解決策】

■個人や家族でできそうなこと（自助）

- ①料理の品数を増やし、野菜を多く摂る。
- ②市販品の活用や家族に協力を得る。
- ③宅配・配食サービスの利用、家族とのリモート交流をする。

■隣近所や地域でできそうなこと（共助）

- ①健康や栄養情報の提供や勉強会の実施をする。
- ②一時保育の活用や買い物の助け合いを行う。
- ③会食や料理教室の開催をする。

■行政に期待すること（公助）

- ①栄養指導、食生活改善推進員の育成支援を行う。
- ②市販品などを活用した簡単メニューの提案、発信を行う。
- ③栄養指導を兼ねた配食、料理教室の実施をする。



身体活動・運動

【市の問題点や課題】

- ①運動する時間や場所がない。
- ②運動する場所の利便性が悪い。
- ③地域交流の場が少ない。

【解決策】

■個人や家族でできそうなこと（自助）

- ①買い物に歩いて行ったり、散歩をする。
- ②自宅で動画などを活用した、運動をする。
- ③情報収集をし、交流する努力をする。

■隣近所や地域でできそうなこと（共助）

- ①集いやすい時間での運動できる環境づくりを行う。
- ②集会所等への地域支援等の社会資源づくりの協力を行う。
- ③地域のサロンや運動教室を増やし、交流する場を作る。



■ 行政に期待すること（公助）

- ①日常生活の中で実践できる運動の情報発信、空き家や公民館などを活用した場所の提供をする。
- ②送迎付きの教室や公共交通機関の充実をする。
- ③地域のサロンへの協力や運動教室を積極的に開催する。

健康管理

【市の問題点や課題】

- ①かかりつけ医をもたない人がいる。
- ②健康を維持するための各種健（検）診の受診率が低い。
- ③子どもへの健康教育の場が少ない。

【解決策】

■ 個人や家族でできそうなこと（自助）

- ①普段の自分自身の健康状態を把握し、定期的に病院を受診する。
- ②定期的に各種健（検）診を受診する。
- ③子をもつ親も一緒に健康について学ぶ。

■ 隣近所や地域でできそうなこと（共助）

- ①民生委員等と連携し、地域の病院を紹介する。
- ②健康の自己管理の必要性を伝えられるよう支援する。
- ③年齢層に合わせた健康について学ぶイベントや講習会の実施をする。

■ 行政に期待すること（公助）

- ①医師会と連携をし、情報提供を行う。
- ②各種健（検）診の受診率を上げるための周知を行う。
- ③学校と連携し、低学年からの健康教育を実施する。



こころの健康

【市の問題点や課題】

- ①子育て中の親や独居高齢者が孤立している。
- ②精神科専門病院や専門医が少ない。

【解決策】

■ 個人や家族でできそうなこと（自助）

- ①心の悩みを話し合う場を作ったり、自ら参加したりする。
- ②こころの健康に関するアンテナを高くもつ。

■ 隣近所や地域でできそうなこと（共助）

- ①関係機関と連携し、つながりを作る。
- ②精神科やメンタルクリニックの情報提供をする。

■ 行政に期待すること（公助）

- ①サークルやイベントの開催をする。
- ②専門の病院や医師の確保をする。



歯と口腔の健康

【市の問題点や課題】

- ①歯と口腔の健康についての意識が低い。
- ②歯と口腔や歯科医院に関する情報が少ない。

【解決策】

■ 個人や家族でできそうなこと（自助）

- ①歯と口腔の健康についての情報共有や話題にする。
- ②歯と口腔に関する情報のアンテナを高くもつ。

■ 隣近所や地域でできそうなこと（共助）

- ①地域での健康教室・講座、出前相談などで、歯と口腔の健康についての周知を行う。
- ②定期健診の受診を啓発する。

■ 行政に期待すること（公助）

- ①歯科健診の推進や健診費用の補助をする。
- ②歯と口腔についてのイベントの機会を作る。



健康ライフ☆のたね

ヒアリング調査にご協力いただいた団体の紹介

- 公益社団法人 埼玉県歯科衛生士会朝霞支部
- 富士見市農業研究団体連絡協議会
- 富士見市スポーツ推進員連絡協議会
- 富士見市食生活改善推進員協議会
- 富士見市母子保健推進員連絡協議会
- 富士見市心身障害児者親の会みのり会
- 子育てサークル
 - ・子育てサークル たんぽぽ
 - ・わんにゃん会
 - ・つるせKid's
 - ・子育てサークル ぴーすふる
 - ・子育てサークル どろピヨ
- 運動自主グループ
 - ・チャレンジ
 - ・かよう会
 - ・コスモス
 - ・歴歩の会
 - ・はつらつ会
- 高齢者あんしん相談センター
 - ・むさしの
 - ・えぶりわん鶴瀬Nisi
 - ・ひだまりの庭 むさしの
 - ・ふじみ苑
 - ・みずほ苑
- 地域活動栄養士PFCの会
- 子ども食堂
 - ・NPO法人 ポトフ
 - ・富士見みんなでプロジェクト



3. パブリックコメントの実施結果

- 意見募集期間 令和3年1月4日～令和3年2月3日
- 意見の件数 0件

第3節 関連事業一覧

1 栄養・食生活

1. ライフステージに応じた食育の推進（1）乳幼児への食育の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
1	キッズキッチン	子ども達に食及び調理の楽しさなどを体験する事業を実施します。	ふじみ野交流センター
2	フリースペース西っ子	親子を対象に、乳幼児を持つ親の子育て情報交換や育児のことを身近で気軽に相談できる場として、毎月第4木曜日に開催します。また、地域の民生児童委員が見守り・相談を行うほか、保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士が毎月交代で入り、個別相談や時節のワンポイントアドバイス等を行います。	鶴瀬西交流センター
3 P47	食育の推進（公立保育所）	公立保育所において、望ましい食習慣やマナーに関する普及啓発をはじめ、地元農産物を使用した給食や行事食の提供などにより、児童に対する食育を推進します。また、給食食材に関する情報提供やおたよりを通じた啓発などにより、保護者に対する食育を推進します。	保育課
4	食育の推進（児童館）	児童館において、乳幼児親子を対象に、離乳食講座や相談会等を実施し、望ましい食習慣への啓発を行います。また、「子ども食堂」を事業化し、食後に工作や遊びを取り入れるなど、児童館の特色を生かした普及・啓発を行います。	保育課
5 P47	★乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達、育児環境、保護者の育児不安を確認し、疾病を早期に発見します。また、発育や栄養状態の確認を行った上で、月齢に応じた食生活指導を行います。	子ども未来応援センター
6	離乳食教室	離乳食の不安を軽減し、楽しい食育をめざして、離乳食初期及び離乳中期のすすめ方や作り方に関する教室を実施します。	子ども未来応援センター
7	【新規】ニコニコ☺子どものごはん展示＆相談室	離乳食や幼児食の基本を正しく周知するため、情報提供や相談を行います。	子ども未来応援センター
8	食育推進事業	食育で身につけてもらいたい「感謝の心」、「栄養バランスの大切さ」、「食事のマナー」、「食事の重要性や心身の健康」、「食品を選択する能力」、「食文化の理解」などをテーマに料理教室や講演会を動画配信等も活用しながら実施します。	健康増進センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
9	子育てサロン	子育てに関する様々な学習を行うために、子育てサロン「おかあさんのステップアップ講座」の中で、乳幼児の保護者に食事の大切さ楽しさを伝える食育講座や、簡単に作れて栄養も補えるおやつ調理実習を行います。	鶴瀬公民館
10	子育てサロン	地域で子育てができる環境づくりをめざし、子育てサロン「ちびっこあおむし」の中で食育を行い、食への関心を高めます。	南畑公民館
11	子育てサロン	乳幼児を持つ親が集まり、自由に子どもを遊ばせながら仲間づくりや情報交換ができる居場所づくりを目的とし、支援します。	水谷公民館
12	子育て学習支援事業	乳幼児の親を対象とし、親育ちの機会として、子育てなどに役立つ学習や体験、仲間づくりの場の提供を目的として実施します。また、育児疲れの解消やリフレッシュを兼ね、保育つきで実施します。	水谷公民館

1. ライフステージに応じた食育の推進（2）児童生徒への食育の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
13	おたより、懇談会等での周知	児童生徒が充実した学校生活をおくるための健康的な生活習慣を身に付けるために、おたより、懇談会資料で周知を行います。	学校教育課
14	学校ファームの活用	食に対する関心を高め、勤労生産の喜びを味わわせるために、身近な学校ファームを活用し、自ら作って食べる活動を推進します。	学校教育課
15 P47	★食に関する指導	児童生徒に考えさせる食育を展開するために、栄養教諭や学校給食センターと連携した、実践的、体験的な学習を実施します。	学校教育課
16	子ども公民館事業	親子のふれあう機会と郷土の食文化を学習する機会を提供するため、市内小学生を対象に、郷土料理体験や親子クッキングを開催します。	鶴瀬公民館
17	子ども公民館事業	子どもにより公民館に慣れ親しんでもらうこと及び居場所づくりとして、施設利用団体の協力を得て実施します。食育の普及啓発としては、小学生（4年生以上）を対象として料理教室を実施します。	水谷東公民館
18	小学生の宿泊体験事業	年齢を超えた集団の中で、宿泊などを通して生活ルールを学ぶことや、普段体験できない地域の自然や文化に触れ、ものを作り出す喜びなどを異年齢集団の中で体験する事業を実施します。	水谷公民館

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
19	献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等での情報発信	食育や望ましい食習慣について、児童生徒だけでなく保護者にも大切さを認識してもらうために献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等で周知を行います。	学校給食センター
20 P47	★食に関する指導	食育や望ましい食習慣、食文化、地産地消についての大切さを、児童生徒に認識させるために、栄養教諭が食に関する指導を行います。	学校給食センター
21	親子クッキング	親子で人気給食メニューを作ることにより、給食や食に興味を持ってもらうため、親子クッキングを実施します。	学校給食センター
22	学校で育てた野菜の活用	食育の一環として、学校ファームで育てた野菜を給食の食材の一部として活用します。	学校給食センター
23	食材の選定	食育の一環として、給食の食材は、国産食材や地場産食材を活用します。	学校給食センター
24	学校給食摂取基準に基づく給食の提供	学校給食が望ましい1食の食事のモデルとしての教材となるよう、学校給食摂取基準に基づく給食の提供を行います。	学校給食センター

1. ライフステージに応じた食育の推進（3）成人・高齢者への食育の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
25	パパママ準備教室	妊娠・出産・育児に関する知識や情報を伝え、安心して夫婦2人で子育てできるよう、支援します。また、妊娠をきっかけに家族の歯の健康と食事を見直し、その後の生活に活かせるよう、歯科衛生士と管理栄養士が講話を実施します。	子ども未来応援センター
— P48	食育推進事業[再掲]	食育で身につけてもらいたい「感謝の心」、「栄養バランスの大切さ」、「食事のマナー」、「食事の重要性や心身の健康」、「食品を選択する能力」、「食文化の理解」などをテーマに料理教室や講演会を動画配信等も活用しながら実施します。	健康増進センター
26	【新規】レシピ普及事業	料理レシピサイト「クックパッド」で生活習慣病予防や食育の周知を目的としたレシピの掲載を行います。	健康増進センター
27 P48	★生活習慣病予防講座(食講座)	生活習慣病予防を目的とし、継続可能な食生活をテーマに講座・調理実習を開催します。	健康増進センター
28	健康づくり料理講習会	栄養バランスのよい食事の普及啓発を目的とし、食生活改善推進員協議会に委託して、市内公民館等で実施します。	健康増進センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
29	【新規】健康づくり料理試食会	子育て中や時間が合わず「健康づくり料理講習会」に参加が困難な方も気軽に栄養バランスのよい食事について学ぶことができるよう、市内公民館等で実施します。	健康増進センター
30	特定保健指導（食講座）	特定保健指導対象者に、食生活・食習慣について、ひとりひとりのライフスタイルに合わせてアドバイスを実施し、また、オプション講座として食講座を開催します。	健康増進センター
31	ヘルスセミナー	ヘルスチェック（18～39歳の方）の際に、食に関する情報の掲示やパンフレットを置き、情報提供をします。	健康増進センター
32	健康増進講座	生活習慣病予防を目的とし、食生活などの健康についての講話や、歯周病予防の講話と、ヨガの実技を交えた講座を実施します。	健康増進センター
33	健康相談（成人）	生活習慣病予防や食に関する健康相談を実施します。	健康増進センター
34	地域健康相談	町会などの地域の団体などからの依頼を受け、健康相談、健康講話などを実施します。	健康増進センター
35	【新規】スーパーでの健康相談	スーパーでの健康相談を実施し、子育て世代・働き世代に向けて、健康情報の発信・健康増進センター事業のPRをします。	健康増進センター
36	パワーアップ・リーダー養成講座	パワーアップ・リーダー養成講座の中で、管理栄養士から高齢期の栄養について講座を実施します。	健康増進センター
37 P48	★集中型介護予防教室	体力や身体機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。	健康増進センター
38	【新規】フレイルチェック事業	フレイル状態にある高齢者を把握し、早期に介入することで要介護状態になることを防ぎます。また、高齢者がフレイルサポーターとして活躍することで、地域でお互いに助け合いや支え合いができるまちをめざします。	健康増進センター
39	地元農産物を利用した料理教室の開催支援	地元農産物を利用した料理教室の開催を支援し、食育の推進に努めます。	農業振興課
40	健康スマイル講座	イムス富士見総合病院の専門職を講師に招いて、講座を行い、健康づくりに寄与することを目的に開催します。	鶴瀬公民館
41	鶴瀬学級（料理クラブ）	高齢者が健康に過ごせるために、食生活改善推進員に講師を依頼し、料理クラブを開催します。	鶴瀬公民館
42	水谷学級（料理クラブ）	高齢期をいきいきと暮らすための学習・仲間づくりの場として実施します。	水谷公民館

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
43	熟年学級 (料理クラブ)	高齢者の生きがいづくり、参加者同士の親睦・交流を深める場として全体会（学習会）とクラブ活動を実施している。クラブ活動の一つ、『健康料理クラブ』では、食生活改善推進員を講師として食と健康づくりに関する活動（調理実習等）を実施します。	水谷東公民館

2. 地域に根ざした食育の推進（1）食に関するボランティア活動等への支援

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
44 P48	【新規】子ども食堂を行う団体への支援	孤食や生活困窮により、団らんや十分な食事が取れていない子どもに無料や安価で食事を提供する実施団体への支援をします。	子ども未来 応援センター
—	健康づくり料理講習会[再掲]	栄養バランスのよい食事の普及啓発を目的とし、食生活改善推進員協議会に委託して、市内公民館等で実施します。	健康増進セ ンター
45 P48	食生活改善推進員養成・育成支援（ヘルスマイト養成講座）	食を通じて地域の健康づくりを推進する食生活改善推進員（ヘルスマイト）を養成する講座。栄養の基礎知識などの講義をはじめ、バランス食の調理実習や、ヨガ講座などを実施します。	健康増進セ ンター

2. 地域に根ざした食育の推進（2）食事マナーや食文化の継承

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
— P48	食育の推進（公立保育所）[再掲]	公立保育所において、望ましい食習慣やマナーに関する普及啓発をはじめ、地元農産物を使用した給食や行事食の提供などにより、児童に対する食育を推進します。また、給食食材に関する情報提供やおたよりを通じた啓発などにより、保護者に対する食育を推進します。	保育課
— P49	食に関する指導[再掲]	児童生徒に考えさせる食育を展開するために、栄養教諭や学校給食センターと連携した、実践的、体験的な学習を実施します。	学校教育課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
46	土器型どんぐりクッキーづくり	昔の人たちが主に食用としていた木の実で調理を行い、当時の人たちがどのようなものを食していたということへの学習を通して、当時の暮らしについてを理解を深めてもらうための目的とし、実施します。	水子貝塚資料館
47	たんぼ体験隊	春から秋にかけての稲作の体験により、食物を育てる農業の大切さと、自ら育てた食物を食べる喜びを学ぶことを目的とし、実施します。	難波田資料館
48	麦作り体験	冬から夏にかけての麦作の体験により、食物を育てる農業の大切さと、自ら育てた食物を食べる喜びを学ぶことを目的とし、実施します。	難波田資料館
49	古民家宿泊体験	家電普及前の伝統的な生活を体験し、うどん作り、七輪での魚焼きを通して、自ら調理した食事の喜びを学ぶことを目的とし、実施します。	難波田資料館
50	お月見団子づくり	伝統的な年中行事に伴う食文化を学び、体験することを目的とし、実施します。	難波田資料館
51	古民家で味噌作り	伝統的な食文化である自家製の味噌づくりを体験することを目的とし、実施します。	難波田資料館
52	難波田城公園活用推進協議会主催事業	季節の行事食（柏餅、ぼたもち、餅など）や手作りまんじゅう、手打ちうどんなど、地域の伝統的な食文化を体験することを目的とし、実施します。	難波田資料館
— P49	食に関する指導[再掲]	食育や望ましい食習慣、食文化、地産地消についての大切さを、児童生徒に認識させるために、栄養教諭が食に関する指導を行います。	学校給食センター
53	行事食の提供	給食を通じて食文化について学ぶことができるように、給食で行事食の提供を行います。	学校給食センター
—	献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等での情報発信[再掲]	食育や望ましい食習慣について、児童生徒だけでなく保護者にも大切さを認識してもらうために献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等で周知を行います。	学校給食センター

2. 地域に根ざした食育の推進（3）地産地消の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
—	食育の推進（公立保育所） [再掲]	公立保育所において、望ましい食習慣やマナーに関する普及啓発をはじめ、地元農産物を使用した給食や行事食の提供などにより、児童に対する食育を推進します。また、給食食材に関する情報提供やおたよりを通じた啓発などにより、保護者に対する食育を推進します。	保育課
—	食育推進事業 [再掲]	食育で身につけてもらいたい「感謝の心」、「栄養バランスの大切さ」、「食事のマナー」、「食事の重要性や心身の健康」、「食品を選択する能力」、「食文化の理解」などをテーマに料理教室や講演会を動画配信等も活用しながら実施します。	健康増進センター
54	広報、ホームページによる周知（健康づくり等に関すること）	健康づくりや食に関する情報を広く周知するため、広報やホームページにて情報発信を行います。	健康増進センター
—	【新規】レシピ普及事業 [再掲]	料理レシピサイト「クックパッド」で生活習慣病予防や食育の周知を目的としたレシピの掲載を行います。	健康増進センター
55	つきいち	新鮮で安心な地元農産物等を生産者が販売し、消費者との交流を図ります。	農業振興課
56	児童農業体験学習会	児童の農業への理解が深まるよう、農業体験学習会の開催を支援します。	農業振興課
57	地元農産物を利用した商品開発・周知の支援	地元農産物の消費を促進するために、 ・市内産米「彩のきずな」を使った純米吟醸酒「縄文海進」 ・「縄文海進」の原酒に市内産青梅を漬け込んだ梅酒「梅恋花」 ・「梅恋花」を製造する際に使用した青梅を2次利用した和菓子「梅の菓」、洋菓子「梅恋花のしずく」 などの特産品の商品開発及び販売促進を支援します。	産業経済課 農業振興課
58	農業団体の支援	補助金を活用し、地元農産物の生産性及び品質の向上や、地域特産物の創出、販路拡大に関する事業を支援します。	農業振興課
59 P49	★地元農産物の利用促進	農業者等にシール「富士見市生まれ」の配布や、イベント等開催時に富士見市農業マップを参加者や来場者へ配布し、地元農産物を消費者へ周知を行います。	農業振興課
—	食に関する指導 [再掲]	児童生徒に考えさせる食育を展開するために、栄養教諭や学校給食センターと連携した、実践的、体験的な学習を実施します。	学校教育課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
60	学校ファームの活用	食に対する関心を高め、勤労生産の喜びを味わわせるために、身近な学校ファームを活用し、自ら作って食べる活動を推進します。	学校教育課
—	献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等での情報発信[再掲]	食育や望ましい食習慣について、児童生徒だけでなく保護者にも大切さを認識してもらうために献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等で周知を行います。	学校給食センター
—	食に関する指導[再掲]	食育や望ましい食習慣、食文化、地産地消についての大切さを、より児童生徒に認識させるために、栄養教諭が食に関する指導を行います。	学校給食センター
61	地場産食材の使用及び加工品の提供	地産地消の推進を図るために、給食で地元食材を活用した献立や加工品の提供を行います。	学校給食センター

2 身体活動・運動

1. 運動習慣づくりの推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
62 P57	サイクリングコースの利用促進	身近な場所で健康づくりに取り組んでもらうため、3つのサイクリングコース（「富士見サイクリングコース」・「新河岸川サイクリングコース」・「富士見江川サイクリングコース」）において、距離表示シートを設置するなど、運動習慣づくりをしやすい環境整備を促進します。	シティプロモーション課
63	観光アプリ「ココシル☆ふじみ」	地域にある観光資源等を巡ってもらうために、市内の散策コース等を紹介する観光アプリ「ココシル☆ふじみ」を整備し、運動習慣づくりを促進します。	シティプロモーション課
64	富士見お散歩マップ	地域にある観光資源等を巡ってもらうために、市内の散策コース等を紹介する「富士見お散歩マップ」を活用し、運動習慣づくりを促進します。	シティプロモーション課
65 P57	★スポーツ・レクリエーション活動の普及啓発	市民に身近な場所でスポーツに親しんでもらうため、広報やホームページを通じて実施事業やスポーツ施設に関する情報提供を行います。	文化・スポーツ振興課
66	公共施設の貸し出しの周知	市民に運動づくりのための場所を提供するためホームページで学校体育施設の開放、市民総合体育館や運動公園の貸し出しについて周知します。	文化・スポーツ振興課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
67	指導者養成講座の開催	市の生涯スポーツ推進を図り、より適切な指導ができる資質の高い指導者を養成するため、指導者養成講座を開催します。	文化・スポーツ振興課
68 P57	スポーツイベント・スポーツ教室	参加者の年齢や能力に応じた運動の機会を提供するため、指定管理者やスポーツ推進委員、地域のスポーツ団体と連携・協力をしながら、スポーツ教室などのイベントの充実を図ります。	文化・スポーツ振興課
69	市民総合体育館でのレスンプログラム	参加者の年齢や能力に応じた運動の機会を提供するため、市民総合体育館のスポーツジム・スタジオにおいて、利用者個人に合わせたトレーニング指導や様々なレスンプログラムを実施します。	文化・スポーツ振興課
70	生活習慣病予防講座(運動講座)	運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体感してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。	健康増進センター
—	健康増進講座[再掲]	生活習慣病予防を目的とし、食生活などの健康についての講話や、歯周病予防の講話と、ヨガの実技を交えた講座を実施します。	健康増進センター
71	【新規】健康マイレージ事業	生活習慣病予防として歩くことを習慣化してもらうため、歩数に応じたポイント獲得・運動教室参加によるポイント獲得によって、プレゼント抽選に参加できる等、楽しみを持ちながら歩くことを促します。	健康増進センター
72	ラジオ体操	身近な施設で運動習慣を身に付けられるよう、毎朝(月～金)、誰でも参加できるラジオ体操の機会を提供します。	水谷公民館
73	ラジオ体操	地域での運動習慣づくり促進の一環として、朝、就業前にラジオ体操を実施します。	水谷東公民館
74	公園、交流施設を利用した事業	施設の積極的な活用を図り、利用の促進や市民とのかかわりを創出していきます。	水谷公民館
75	まちづくり協議会事業の支援	住民主体のまちづくりを推進するために組織された「水谷東安心まちづくり協議会」が運動習慣づくり促進として小学生の夏季休業中に実施する「夏休みラジオ体操」を支援します。	水谷東公民館

2. 児童生徒の運動に親しむ力と体力づくりの推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
76	各種スポーツイベントの実施	子どもたちが身体を動かす楽しさを感じることができる機会の充実を図るため、各種スポーツイベント・大会、初心者教室を開催します。	文化・スポーツ振興課
77 P57	子どもスポーツ大学 ☆ふじみ	子どもたちが普段体験できないスポーツに触れ、一流選手等から学ぶ機会を創出するため、子どもスポーツ大学☆ふじみを開催します。	文化・スポーツ振興課
78	子どもの育ちの支援	公立保育所において、日常保育の中で児童の健康状態等を把握するとともに、定期的に内科健診や歯科検診などを行うほか、課業や遊びを通じて、児童の成長や発達に応じた身体づくりを行います。また、家庭や関係機関と連携し、児童の成長や発達に応じた支援を行います。	保育課
79	地域子育て支援	公立保育所において、地域の乳幼児とその保護者を対象に、子どもの遊びの場・保護者交流の場・子育て相談の場を提供するため、あそぼう会や園庭解放、子育て相談などを行います。また、その情報を「子育て支援ニュース」等に掲載し、周知を行います。	保育課
80	児童館事業（情報提供と連携）	各児童館において、児童館ニュースを毎月発行し、イベント等に関する情報提供を行います。また、市ホームページのほか、各児童館においてブログを開設し、最新情報を発信します。関係機関と連携し、支援が必要な児童に関する情報提供を行います。	保育課
81	子育て支援センター事業（情報提供と連携）	ふじみKids通信を毎月発行し、子育て支援センターや児童館における遊び場等に関する情報提供を行います。また、市内の子育て支援センターをはじめ関係機関と連携し、情報共有や支援を行います。	子ども未来 応援センター
82	遊具保守点検業務委託	遊具が安全に利用出来るよう保守点検の実施を行います。	都市計画課
83 P57	学校体育事業	新学習指導要領に則った年間指導計画となるよう計画を作成するために、単元配列を見直し、その運動で身に付ける資質・能力を明確にした指導計画を作成、実践します。	学校教育課
84 P57	★体力向上に向けた取組	児童生徒の体力の課題や向上に向けた取組について分かりやすく示し、家庭の協力も得られるようなメッセージ性のある記事を掲載します。また、関東大会や全国大会の結果を周知し、選手を称えます。	学校教育課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
85	広報「いきいき体力」での紹介	児童生徒の体力の課題や向上に向けた取組について分かりやすく示し、家庭の協力も得られるようなメッセージ性のある記事を掲載します。	学校教育課
86	校庭の使用についての周知	生涯学習課との連携を図りながら、積極的に社会体育に開放していきます。	学校教育課

3. 生活習慣病予防など健康づくりのための運動機会の定着の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
— P58	生活習慣病予防講座 (運動講座) [再掲]	運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体感してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。	健康増進 センター
—	健康増進講座[再掲]	生活習慣病予防を目的とした、運動初心者でも参加しやすいヨガと健康講座、歯科講座を組み合わせた講座を実施します。	健康増進 センター
— P58	【新規】★健康マイ レージ事業[再掲]	生活習慣病予防として歩くことを習慣化してもらうため、歩数に応じたポイント獲得・運動教室参加によるポイント獲得によって、プレゼント抽選に参加できる等、楽しみを持ちながら歩くことを促します。	健康増進 センター
87	特定保健指導(運動 講座)	特定保健指導対象者に対して、生活習慣病予防のための運動の効果や普及啓発を実施します。	健康増進 センター
—	食生活改善推進員養成・育成支援(ヘルスマイト養成講座) [再掲]	食を通じて地域の健康づくりを推進する食生活改善推進員(ヘルスマイト)を養成する講座であり、栄養の基礎知識などの講義をはじめ、バランス食の調理実習や、ヨガ講座などを実施します。	健康増進 センター
—	健康スマイル講座[再掲]	イムス富士見総合病院の専門職を講師に招いて、講座を行い、健康づくりに寄与することを目的に開催します。	鶴瀬公民館

4. 高齢者の身体活動の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
88	スポーツ推進委員による地区事業	市民に身近な場所で運動に親しめる機会を提供するため、地区ごとにスポーツ推進委員による生涯スポーツ教室を実施します。	文化・スポーツ振興課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
89 P58	老人クラブの支援	老人クラブ及び連合会の各種活動（社会奉仕、健康・教養講座開催、スポーツ等）の運営費に対して補助を行い、生きがいの充実や自主活動を支援します。	高齢者福祉課
— P58	集中型介護予防教室[再掲]	体力や身体機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。	健康増進センター
90 P58	ふじみパワーアップ体操普及事業	運動と社会参加を目的に、身近な場所で体操できる機会を提供します。	健康増進センター
91	自主グループの支援	介護予防活動を継続するために、介護予防教室修了後の自主グループ化を支援します。	健康増進センター
— P58	【新規】★フレイルチェック事業[再掲]	フレイル状態にある高齢者を把握し、早期に介入することで要介護状態になることを防ぎます。また、高齢者がフレイルサポーターとして活躍することで、地域でお互いに助け合いや支え合いができるまちをめざします。	健康増進センター
92	ウォーキング教室	ノルディックウォーキング教室など元気な方から体力に不安のある方まで幅広く参加してもらえるよう、運動のきっかけづくりと仲間づくりをめざして教室を実施します。	健康増進センター
93	公民館企画運営委員会	市民と職員協働による公民館運営の新たな仕組みを整え、新たな事業展開に活かします。	水谷公民館
94 P58	鶴瀬学級 （軽スポーツ型のクラブ活動）	高齢者が気軽に楽しく身体を動かす目的で、軽体操クラブ・社交ダンスクラブ・ウォーキングクラブを実施します。	鶴瀬公民館
95 P58	なんばた学級 （軽スポーツ型のクラブ活動）	運営委員会の主体性を尊重しつつ、高齢者の健康づくりにつながるような全体学級の講座を計画し、またスポーツや芸術などのクラブ活動を通じ健康づくり・仲間づくりに努めます。	南畑公民館
96 P58	水谷学級 （軽スポーツ型のクラブ活動）	高齢期をいきいきと暮らすための学習・仲間づくりの一助として実施します。	水谷公民館
97 P58	熟年学級 （軽スポーツ型のクラブ活動）	高齢者の生きがいづくり、参加者同士の親睦・交流を深める場として全体会（学習会）とクラブ活動を実施している。クラブ活動では、体操やウォーキング、バタンク等、運動やレクリエーション活動を実施します。	水谷東公民館

3 健康管理

1. 妊婦から産婦の健康管理の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
98 P66	【新規】妊娠届受理時の面談・情報提供	妊婦の生活や健康状態等を把握し、安心・安全な出産ができるよう情報提供及び必要な支援を行います。	子ども未来 応援センター
99	【新規】スマイルなびの活用促進	妊娠期から子育て期に至るまで健康や子育てについての情報を発信するため、モバイルサイトの活用を進めます。	子ども未来 応援センター
— P66	パパママ準備教室[再掲]	妊娠・出産・育児に関する知識や情報を伝え、安心して夫婦2人で子育てできるよう、支援します。また、妊娠をきっかけに家族の歯の健康と食事を見直し、その後の生活に活かせるよう、歯科衛生士と管理栄養士が講話を実施します。	子ども未来 応援センター
100 P66	【新規（産婦健診のみ）】妊産婦健康診査の助成	妊婦健診では、母体と胎児の健康を守るため、経済的支援として健診費用の一部を助成します。 産婦健診では産後の心身の不調を早期発見し、必要な支援を早期に開始するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一環として費用の一部を助成します。	子ども未来 応援センター
101	【新規】受動喫煙防止対策	望まない受動喫煙の防止を図るため、ホームページに、禁煙外来実施の医療機関一覧を掲載し、世界禁煙デーや禁煙週間の時期に合わせて広報に禁煙啓発記事を掲載します。さらに、禁煙のための取組を進めます。	健康増進セ ンター

2. 乳幼児の健康管理の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
— P66	子どもの育ちの支援[再掲]	公立保育所において、日常保育の中で児童の健康状態等を把握するとともに、定期的に内科健診や歯科検診などを行うほか、課業や遊びを通じて、児童の成長や発達に応じた身体づくりを行います。また、家庭や関係機関と連携し、児童の成長や発達に応じた支援を行います。	保育課
—	地域子育て支援[再掲]	公立保育所において、地域の乳幼児とその保護者を対象に、子どもの遊びの場・保護者交流の場・子育て相談の場を提供するため、あそぼう会や園庭解放、子育て相談などを行います。また、その情報を「子育て支援ニュース」等に掲載し、周知を行います。	保育課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
102	児童館事業（子育て支援）	子育てサークルの活動の充実と保護者同士の仲間づくりのため、サークルに児童館職員を派遣し、集団遊びや工作などの指導や助言を行います。	保育課
—	児童館事業（情報提供と連携）[再掲]	各児童館において児童館ニュースを毎月発行し、イベント等に関する情報提供を行います。また、市ホームページのほか、各児童館においてブログを開設し、最新情報を発信します。関係機関と連携し、支援が必要な児童に関する情報提供を行います。	保育課
103	子育て支援センター事業（地域子育て支援）	年齢別広場において、友達づくりがしやすいようグループに分かれての情報交換や、互いに相談しやすい場づくりを行います。また、半年ごとに同年齢の子どもの親子を募り、サークルの立ち上げをサポート、仲間づくりを支援します。	子ども未来 応援センター
—	子育て支援センター事業（情報提供と連携）[再掲]	ふじみKids通信を毎月発行し、子育て支援センターや児童館における遊び場等に関する情報提供を行います。また、市内の子育て支援センターをはじめ関係機関と連携し、情報共有や支援を行います。	子ども未来 応援センター
104	虐待の予防	健診を未受診の児童について、虐待の恐れがある児童には虐待を防止するため、関係機関と連携し、家庭訪問等児童への確認に同行します。	子ども未来 応援センター
105	【新規】子育てモバイルサイト、広報等による周知	定期予防接種の対象者が適切に接種を受けられるよう、子育てモバイルサイト、広報、個別案内などで周知を行います。	子ども未来 応援センター
106 P67	新生児・乳児訪問	赤ちゃんとお産後の保護者の身体や生活についての不安や悩み等の相談を受け、必要な情報提供を行い、支援につなげます。	子ども未来 応援センター
— P67	乳幼児健康診査[再掲]	乳幼児の発育・発達、育児環境、保護者の育児不安を確認し、疾病を早期に発見します。また、発育や栄養状態の確認を行った上で、月齢に応じた食生活指導を行います。	子ども未来 応援センター
107 P67	乳幼児相談	保護者の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の発育・発達を支援します。	子ども未来 応援センター
108	障がいの早期発見	障がいの早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実します。	障がい福祉課

3. 児童生徒の健康管理の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
109	★ 学校を通じた個別通知による定期予防接種の勧奨	日本脳炎や二種混合予防接種が適切に接種を受けられるよう、学校を通じて周知を行います。	健康増進センター
110 P67	定期・臨時健康診断	児童生徒等が自分の健康状態を認識するとともに、教職員がこれを把握して適切な学習指導等を行うことにより児童生徒等の健康の保持増進を図ります。	学校教育課
111	就学時健康診断の実施	機械的に実施するのではなく、就学時における健康の不安や悩みを解消し、安心して小学校に入学できるよう、保護者に寄り添った健診を実施します。	学校教育課
112 P67	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室	薬物の怖さ、喫煙・飲酒の危険性について教えるために、市内全校で、薬物乱用防止教室を計画的に実施し、小・中学生の発達段階に応じた指導を実施します。	学校教育課

4. 成人・高齢者の健康管理の推進 (1) 健康づくりの推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
113	リーフレット等による普及啓発	富士見市国民健康保険加入者の健康増進のため、日常的な生活指導や医学管理を目的として「かかりつけ医師」をもつよう普及啓発を行います。	保険年金課
114	基本チェックリスト実施	25項目の質問票を用いて、高齢者が運動機能や心身機能の低下の兆候を早期に把握し、介護予防につなげることにより、状態の悪化を防ぎます。また、基本チェックリストから生活機能の低下を認めた方は、日常生活支援総合事業対象者として（介護保険の認定を受けることなく）、高齢者あんしん相談センターのマネジメントにより、訪問型又は通所型サービスの利用ができます。	高齢者福祉課
115	配食サービスの実施	調理が困難な高齢者世帯に栄養バランスの取れた昼食を提供することにより、高齢者の健康の維持を図ります。また、昼食を手渡しすることにより、高齢者の安否確認を行います。	高齢者福祉課
116	広報、ホームページによる周知（定期予防接種に関すること）	定期予防接種の対象者が適切に接種を受けられるよう、広報やポスター、個別案内などで周知を行います。	健康増進センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
— P67	広報、ホームページによる周知（健康づくり等に関すること）[再掲]	健康づくりや食に関する情報を広く周知するため、広報やホームページにて情報発信を行います。	健康増進センター
— P67	★健康相談（成人）[再掲]	生活習慣病予防や食に関する健康相談を実施します。	健康増進センター
—	地域健康相談[再掲]	町会などの地域の団体などからの依頼を受け、健康相談、健康講話などを実施します。	健康増進センター
—	【新規】スーパーでの健康相談[再掲]	スーパーでの健康相談を実施し、子育て世代・働き世代に向けて、健康情報の発信・健康増進センター事業のPRをします。	健康増進センター
—	生活習慣病予防講座(食講座) [再掲]	生活習慣病予防を目的とし、継続可能な食生活をテーマに講座・調理実習を開催します。	健康増進センター
—	生活習慣病予防講座(運動講座) [再掲]	運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体感してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。	健康増進センター
117	特定保健指導(禁煙指導)	特定保健指導時、喫煙者に禁煙外来実施医療機関を紹介します。	健康増進センター
118	適正飲酒の啓発	市ホームページや広報に掲載し、適正飲酒の啓発を行います。また、増進センターに啓発リーフレットを配置します。	健康増進センター
— P68	【新規】★受動喫煙防止対策[再掲]	望まない受動喫煙の防止を図るため、ホームページに、禁煙外来実施の医療機関一覧を掲載し、世界禁煙デーや禁煙週間の時期に合わせて広報に禁煙啓発記事を掲載します。さらに、禁煙のための取組を進めます。	健康増進センター
— P68	集中型介護予防教室[再掲]	体力や身体機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。	健康増進センター
— P68	【新規】フレイルチェック事業[再掲]	フレイル状態にある高齢者を把握し、早期に介入することで要介護状態になることを防ぎます。また、高齢者がフレイルサポーターとして活躍することで、地域でお互いに助け合いや支え合いができるまちをめざします。	健康増進センター
119	自主グループ育成・交流の支援	介護予防活動を継続するために、介護予防教室修了後の自主グループ化を支援します。	健康増進センター
120	健康相談（高齢者）	高齢期の健康管理を目的に、健康相談を実施します。	健康増進センター
121 P67	★健康教育（高齢者）	継続した健康管理のために、かかりつけ医を持つよう健康教育の場で普及啓発を図ります。	健康増進センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
122	【新規】高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施事業	健診結果等から、健康課題を抱える後期高齢者を把握し、アウトリーチ支援を行いながら、必要な医療・介護サービスにつなげるとともに、介護予防事業への参加を促し、健康長寿をめざします。	健康増進センター
123	ふれあいサロン運営事業	介護予防施設「ふれあいサロン」を活用して、各種介護予防事業を実施します。	水谷東公民館

4. 成人・高齢者の健康管理の推進 (2) 生活習慣病の予防

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
—	レシピ普及事業 [再掲]	料理レシピサイト「クックパッド」で生活習慣病予防や食育の周知を目的としたレシピの掲載をします。	健康増進センター
—	広報、ホームページによる周知（健康づくり等に関すること） [再掲]	健康づくりや食に関する情報を広く周知するため、広報やホームページにて情報発信を行います。	健康増進センター
— P68	生活習慣病予防講座(食講座) [再掲]	生活習慣病予防を目的とし、継続可能な食生活をテーマに講座・調理実習を開催します。	健康増進センター
— P68	生活習慣病予防講座(運動講座) [再掲]	運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体感してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。	健康増進センター
— P68	健康づくり料理講習会 [再掲]	栄養バランスのよい食事の普及啓発を目的とし、食生活改善推進員協議会に委託して、市内公民館等で実施します。	健康増進センター

4. 成人・高齢者の健康管理の推進 (3) 各種健診（検診）の実施

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
124 P68	特定健康診査・特定保健指導	富士見市国民健康保険加入者の生活習慣病を予防するため特定健診・特定保健指導を実施します。	保険年金課 健康増進センター
125 P69	【新規】被保護者健康管理支援事業	生活保護受給者の生活習慣病等の予防・改善を目的に、健診についての普及啓発を行います。	福祉政策課 健康増進センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
126	がん予防講演会	がん予防に関する知識の普及啓発を目的に、市民向けに講演会を実施します。	健康増進センター
127	集団検診時によるがん予防の周知	集団検診実施時に、がん予防に関する知識の普及啓発を目的に、ミニ講座やパンフレットを配布します。	健康増進センター
128 P69	★がん検診	がんの早期発見のため、がん検診を実施します。	健康増進センター
129	要精密検査者への受診勧奨	健康管理システムを利用した精密検査対象者の把握と、精検受診勧奨を行い、受診を促し、疾病の早期発見につなげます。	健康増進センター
130	生活保護受給者の健康診査	生活保護受給者の生活習慣病等の予防・改善に向けた、健康診査を実施します。	健康増進センター

4 こころの健康

1. こころの健康についての理解促進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
131 P72	こころの健康相談	こころの健康問題を感じている方が、医療機関を受診する前に相談できることにより、疾病のみたてや対応を知る機会を提供します。	障がい福祉課
132	こころの体温計	PCやスマートフォンで自ら気軽に利用できるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の導入により、市民がうつ病等のメンタル面の状況に早期に気づき早期治療につながる一助とします。また、支援機関の連絡先を掲載し、相談ができる窓口の周知を図ります。	健康増進センター

2. 児童生徒のこころの悩みや不安に対する相談の充実

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
133	道徳・保健の授業の実施	豊かな心をはぐくむために、道徳・保健を年間指導計画に沿って計画的に実施し、考える道徳の授業、実生活に即した授業を推進します。	学校教育課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
134	「いのちの授業」の実施	市内全校で、助産師による「いのち」をテーマにした講演等の実施をはじめ、「特別な教科 道徳」や「総合的な学習の時間」など、全教育活動を通して「いのち」を大切にする教育に取り組みます。	学校教育課
135	スクールカウンセラーの配置	児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができる専門家であるスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図ります。	教育相談室
136 P72	教育相談事業	市内在住の幼児・児童生徒及びその保護者並びに市内小・中・特別支援学校教職員を対象に、教育上の諸問題に関する教育相談活動（教育相談・講演研修・調査研究）を行い、教育の充実と振興を図ります。	教育相談室
137	スクールソーシャルワーカー	家庭や学校訪問、福祉関係機関等への呼びかけ、ケース会議への参加、情報の共有、行動連携を図り、子どものよりよい居場所づくりを行います。	教育相談室

3. 成人・高齢者の相談及び支援の充実

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
—	フリースペース西っ子[再掲]	親子を対象に、乳幼児を持つ親の子育て情報交換や育児のことを身近で気軽に相談できる場として、毎月第4木曜日に開催します。また、地域の民生児童委員が見守り・相談を行うほか、保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士が毎月交代で入り、個別相談や時節のワンポイントアドバイス等を行います。	鶴瀬西交流センター
138 P72	【新規】★産前・産後サポート事業	妊娠中から産後期までの母子を対象に、不安や悩みを傾聴し、相談できる機会を作ります。また、母親同士が気軽に集える場を作り、孤立防止を図ります。	子ども未来応援センター
139	【新規】産後ケア事業	切れ目ない支援の一環として健やかな育児ができるよう、産後の身体的回復の支援や精神的支援、授乳に関する指導及びケア等を行います。	子ども未来応援センター
— P72	【新規（産婦健診のみ）】妊産婦健康診査の助成[再掲]	妊婦健診では、母体と胎児の健康を守るため、経済的支援として健診費用の一部を助成します。 産婦健診では産後の心身の不調を早期発見し、必要な支援を早期に開始するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一環として費用の一部を助成します。	子ども未来応援センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
140 P73	高齢者あんしん相談センターの活動を通じた情報提供	訪問や講座等で高齢者に接する機会の多い高齢者あんしん相談センターが、介護予防や通いの場、ボランティア活動等の情報を高齢者に提供することで、生きいきとした生活につながるよう支援します。	高齢者福祉課
141	老人福祉センターの維持管理	老人福祉センターを利用することで、高齢者が健康の増進や教養の向上等を図れるよう、センターの維持管理を行います。	高齢者福祉課
142	障がい者基幹相談支援センターの委託運営	障がいのある人やその家族又は障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ必要な情報提供や福祉サービスを利用するための援助、権利擁護のための援助など、地域で自立した社会生活を営むことができるよう支援します。	障がい福祉課
143 P73	高齢者サロン	住民の参加を得ながら「健康づくり、地域づくり」をめざして介護予防を推進し、3つのサロン型事業（うたごえサロン、おしゃべりサロン、ひだまりほっとたいむ）を開設しています。月一回、保健師による健康相談会も実施しています。	鶴瀬公民館
144 P73	高齢者サロン	ひとり暮らしの高齢者の方を対象に、同じ立場の方たちとの交流を通じて自ら生きがいを見つけ、生き生きと暮らしていけるようなサロン運営を市民とともにを行います。	水谷公民館
145 P73	鶴瀬学級	高齢者が時代に適応できる知識と親睦を図る目的で、年6回の教養講座、13のクラブ活動を実施しています。	鶴瀬公民館
146 P73	高齢者学級	「なんばた学級」では、運営委員会の主体性を尊重しつつ、高齢者の健康づくりにつながるような全体学級の講座を計画し、またスポーツや芸術などのクラブ活動を通じた生きがいづくりを進めています。	南畑公民館
147 P73	水谷学級	高齢期をいきいきと暮らすための学習・仲間づくりの一助として実施します。	水谷公民館
148 P73	熟年学級	高齢者の生きがいづくり、参加者同士の親睦・交流を深める場として全体会（学習会）とクラブ活動を実施します。	水谷東公民館

5 歯と口腔の健康

1. 妊婦・胎児

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
149 P77	母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に、妊娠中の「口腔衛生」・「栄養管理」についてパンフレットによる普及啓発を実施します。	子ども未来 応援センター
— P77	パパママ準備教室 [再掲]	妊娠・出産・育児に関する知識や情報を伝え、安心して夫婦2人で子育てできるよう、支援します。また、妊娠をきっかけに家族の歯の健康と食事を見直し、その後の生活に活かせるよう、歯科衛生士と管理栄養士が講話を実施します。	子ども未来 応援センター
150 P77	【新規】★妊産婦歯科健診	妊娠中または産後1年未満の市民を対象に、歯科健診の費用を助成します。	健康増進セ ンター

2. 乳幼児

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
151 P85	歯科健診	公立保育所において、入所児童を対象に、歯と口腔内の健康を保つため、歯科健診を実施します。	保育課
152 P85	★歯科保健指導	公立保育所において、入所児童を対象に、歯みがきや間食のとり方など正しい生活習慣を身につけられるよう、保健師・看護師による歯科保健指導を実施します。	保育課
153 P85	食を通じた普及啓発	公立保育所において、よく噛んで食べる事と成長の関わりについて理解できるよう、給食やおたより等で口腔衛生と食についての普及啓発を実施します。	保育課
154 P86	★4か月児健康診査	離乳食を開始期にしっかり始められるよう、管理栄養士による講話を行います。	子ども未来 応援センター
155 P86	★12か月児健康診査	歯の生え始め時からケアがしっかりできるよう、口腔ケアの講話を行います。	子ども未来 応援センター
156 P86	★1歳6か月児健康診査	歯と口腔内の健康のため、発達段階に合わせた健診及び歯科指導を行います。	子ども未来 応援センター
157 P86	★3歳児健康診査	歯と口腔内の健康のため、発達段階に合わせた健診及び歯科指導、フッ化物塗布を行います。	子ども未来 応援センター
158 P86	【新規】母乳相談室	助産師による母乳、セルフケアについての個別相談を実施します。	子ども未来 応援センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
159 P86	乳児相談室	授乳・離乳食の不安を軽減し、安心して進められるよう、講話、個別栄養相談を行います。	子ども未来 応援センター
— P86	【新規】ニコニコ◎子どものごはん展示&相談室[再掲]	離乳食や幼児食の基本を正しく周知するため、情報提供や相談を行います。	子ども未来 応援センター
— P86	離乳食教室[再掲]	離乳食の不安を軽減し、楽しい食育をめざして、離乳食初期及び離乳中期のすすめ方や作り方に関する教室を実施します。	子ども未来 応援センター
160	親子よい歯のコンクールへの協力（主催：富士見市歯科医師会）	歯と口の健康習慣につながるよう、口腔状態のよい親子を表彰します。	子ども未来 応援センター
161 P86	就学時健康診断	歯科健診、要治療者に対して治療勧奨を実施します。	学校教育課

3. 児童生徒

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
162 P91	歯科健診	小・中学校と特別支援学校で歯科健診を実施します。	学校教育課
163 P91	★歯科保健指導	小・中学校と特別支援学校で学校歯科医・歯科衛生士・養護教諭・担任教諭・保健委員などによる歯科保健指導を実施します。	学校教育課
164 P91	歯科健診事後指導	小・中学校と特別支援学校で要治療者などへの治療勧告を実施します。	学校教育課
165 P91	給食後の歯みがき	小・中学校と特別支援学校で給食後の歯みがきを実施します。	学校教育課
166 P91	歯科保健活動	小・中学校と特別支援学校の学校保健委員会、児童・生徒保健委員会で歯科保健活動を実施します。	学校教育課
167 P92	フッ化物洗口・歯面塗布	小学校（1校）と特別支援学校でフッ化物洗口・歯面と塗布を実施します。	学校教育課
168 P92	食を通じた普及啓発	小・中学校と特別支援学校で給食へよく噛む献立の取入れや、給食だより等で歯と口腔の健康習慣の普及啓発を実施します。	学校教育課 学校給食センター

4. 成人

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
169 P98	★成人歯科健診	20歳以上の市民を対象に歯科健診の公費による助成を実施します。	健康増進センター
170 P98	歯科健康教育	各種健康教室等で歯科衛生士による口腔衛生についての講話を実施します。	健康増進センター

5. 高齢者

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
171 P103	高齢者あんしん相談センターや介護支援専門員等に対する周知・啓発	高齢者あんしん相談センターや介護支援専門員が利用者に対して、口腔機能の維持改善に向けた視点でケアプランを作成できるよう、かかりつけ歯科医師や定期的な歯科健診・口腔ケアの必要性について理解を深めるための支援を実施します。	高齢者福祉課
— P103	★成人歯科健診[再掲]	20歳以上の市民を対象に歯科健診の公費による助成を実施します。	健康増進センター
172 P103	集中型介護予防教室「はつらつ教室」(オーラルフレイル予防コース)	高齢者を対象に、介護予防教室内で歯科医師による講話、歯科衛生士による歯科健康相談、口腔体操などによる口腔ケア指導を実施します。	健康増進センター
173 P103	集中型介護予防教室「はつらつ教室」(フレイル予防コース)	フレイルの兆候がある虚弱な高齢者を対象に、通所型介護予防事業において歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯科健康相談、口腔体操などの口腔ケア指導を実施します。	健康増進センター
174	依頼事業	高齢者サロン等による依頼事業において、保健師によるオーラルフレイル予防を実施します。	健康増進センター
175	8020よい歯のコンクールへの協力(主催：富士見市歯科医師会)	8020運動の啓発を行うと共に、歯と口の健康習慣に、口腔衛生のよい高齢者の表彰を実施します。	健康増進センター

資料編

6. 障がい者・要介護者

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
176 P111	歯科健診・保健指導	障がい児通園施設（みずほ学園）に通園している児を対象に歯科健診・保健指導を実施します。	みずほ学園
177 P111	【新規】歯科診療の情報提供	障がいのある人や要介護者が適切な時期に歯科治療や相談が受けられるよう、東入間在宅歯科医療支援窓口の周知など、情報提供に努めます。	高齢者福祉課 障がい者福祉課 健康増進センター
178 P111	食を通じた普及啓発	特別支援学校で児童生徒の口腔状態に応じた献立を提供します。	学校教育課

全市民

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
179	健康まつりへの協力 （主催：健康まつり 実行委員会）	健康まつり内で市民対象に、歯科口腔保健の知識の普及啓発を行います。	健康増進センター
180	歯と口の健康フェアへの協力（主催：富士見市歯科医師会）	歯と口の健康習慣を促すため、市民を対象に歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口を実施します。	子ども未来応援センター 健康増進センター

第4節 市の条例

1. 富士見みんなで取り組む食育推進条例

平成27年3月27日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく食育の推進に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者、子育て関連施設関係者、保健医療関係者、農業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市と市民が一体となって食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって健康で豊かな活力ある富士見市の実現と市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 食 食生活及び食材の生産、加工、流通、調理等に至る広範な事象をいう。
- (3) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (4) 子育て関連施設関係者 子育てに関する施設に従事する者及び団体をいう。
- (5) 保健医療関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生その他の関連分野に関する業務に従事する者（前号に規定するものを除く。）及びこれらの業務を行う機関をいう。
- (6) 農業者 農業（畜産業を含む。）を営む者及び農業に関する団体をいう。
- (7) 食品関連事業者 食品関連の事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。
- (8) 地産地消 地域で生産された物を地域で消費することをいう。
- (9) 食生活改善推進員 食育基本法第4条に規定するボランティアで、市で行う養成講習会を修了したものをいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民一人一人が、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い知識及び理解を深め、生涯にわたって健全な食生活を実践すること。
- (2) 食に対する感謝の気持ちを育むとともに、豊かな心を培うこと。
- (3) 食育において重要な役割を有している家庭、保育所、学校等では、積極的な

食の環境づくりに努めること。

(4) 食生活において基本となる安心安全な食品及び食の環境が守られるよう推進すること。

(5) 地域の食文化及び特性を生かし、地産地消を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、国及び埼玉県との連携を図りつつ、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

2 市は、市民に対し、食育の推進に関する施策の普及啓発に努めるものとする。

3 市は、食育の推進に当たっては、市民、教育関係者、子育て関連施設関係者、保健医療関係者、農業者、食品関連事業者及び食生活改善推進員との連携及び協力に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、食に関する知識を深め、健全な食生活の実践に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 父母その他の子どもの保護者は、家庭が食育において重要な役割を有することを認識するとともに、食を通じて子どもたちの健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第6条 教育関係者は、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 学校は、教育活動全体を通じて食育の推進に努めるものとする。

(子育て関連施設関係者の役割)

第7条 子育て関連施設関係者は、食育の基礎を培うことの重要性を理解し、食に関する指導内容及び指導体制の充実を図るとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第8条 保健医療関係者は、積極的に食育の推進に努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(農業者の役割)

第9条 農業者は、安心安全な食料の供給の重要性を理解し、食料の生産に努めるものとする。

2 農業者は、農業に関する様々な体験の機会を提供し、自然の恩恵及び農業への理解が深まるよう消費者との交流を図るとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第10条 食品関連事業者は、積極的に食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者は、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関

する幅広い情報提供に努めるものとする。

(施策の基本的な事項)

第11条 市は、食育の推進に関する施策を推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 家庭における食育に関する知識の普及啓発等に必要な事項
- (2) 家庭、保育所、学校等における効果的な食育の推進に必要な事項
- (3) 地域、職場等における食生活の改善に必要な事項
- (4) 食生活改善推進員の養成に必要な事項
- (5) 安心安全な食料の供給及び生産に必要な事項
- (6) 食文化の継承に必要な事項
- (7) 食育の観点からの歯科口腔保健^{くわ}の推進に必要な事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、食育を推進するために必要な事項

(行動計画の策定)

第12条 市長は、総合的かつ計画的に食育を推進するため、食育に関する行動計画を策定する。

(財政上の措置)

第13条 市は、食育に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例

平成26年3月25日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、^{くう}歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関し基本理念を定め、市、歯科医療業務従事者、保健等業務従事者等及び市民の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本的な事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者（前号に規定する歯科医療業務従事者を除く。）及びこれらの業務を行う機関をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療業務従事者及び保健等業務従事者等との連携及び協力を努めるものとする。
- 3 市は、市民に対して歯科口腔保健の推進に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療業務従事者の責務)

第5条 歯科医療業務従事者は、歯科口腔保健に資するよう、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健等業務従事者等の責務)

第6条 保健等業務従事者等は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）及び保健指導を受け、歯科口腔保健に努めるものとする。

(施策の基本的な事項)

第8条 市は、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 8020運動（80歳で自分の歯を20本以上保つことを目標とする歯の健康づくりのための運動をいう。）、歯と口の健康週間等を活用した歯科口腔保健に関する正しい知識及び取組の普及啓発に必要な事項
- (2) 定期的な歯科検診の受診及び歯科に関する保健指導の促進に必要な事項
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科口腔保健の推進に必要な事項
- (4) 妊娠中における歯科疾患の予防、早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (5) 障がい者、介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- (6) 食育の観点からの歯科口腔保健の推進に必要な事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要な事項
(行動計画の策定)

第9条 市長は、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進するため、生涯にわたって間断のない歯及び口腔の健康づくりに関する行動計画を策定する。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

